

1月 鈴鹿市 相続と不動産無料相談会

鈴鹿市在住の方、会場のお近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

開催日：1月21日（水）

専門家が相続や不動産の
ご相談を
個別にお受けします。

相続の専門家がハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿
(鈴鹿市文化会館)に集結！

22日（木）

ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿
(鈴鹿市文化会館)にて開催！

1月21日(水)
22日(木)

3階 第5研修室

10:00～16:00【最終受付15:00】

ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿



住所：鈴鹿市飯野寺家町810番

駐車場ございます。



所有不動産の
相続税申告を見据えた活用も
ご提案いたします！



相続・不動産に強い私たちが
無料でご相談をお受けします。
安心してお越しくださいませ。



専門家が集結
いたしますので
効率よくご相談
いただけます。

老後生活の準備ってどうしたらいいの？

不動産売却とその税金のことがわからない

家族信託・後見人制度ってなに？

相続税、節税方法を教えてほしい

遺言書ってどうやって作ったらいいの？

相続手続き（お手伝い）をお願いしたい

遺産分割協議ってどうやるの？

空き家、空き地の相談がしたい



どこに聞いたらい？ そんな方におすすめです。

- 公認会計士・税理士・相続診断士 / 島田 信一
- 相続診断士・相続鑑定士・
事業承継士・信託アドバイザー / 安田 修
- 相続診断士・
2級ファイナリップラニング 技能士 / 横山 貴衣
- 相続診断士・宅地建物取引士・
2級ファイナリップラニング 技能士 / 濱口 雅彦

お問い合わせ・ご予約 相続・不動産の相談窓口

【受付時間】9:00～19:00

フリー
ダイヤル

0120-524-836

お電話が混み合いつながりにくいときは時間を
おいておかけください。

事前
予約制

※事前に予約された方を優先
いたしますが、当日開催会場へ
お越しいただいた方も対応いた
します。

どのような不安や疑問がございますか？

遺言書/家族信託

- 有効な遺言書を作成したい
- 作成の際のアドバイスをもらいたい
- 老後の生活資金も考えたい

相続税申告

- 相続税の見積りを算出したい
- 土地評価を熟知している税理士に相談したい

不動産売却

- 他社の査定が高いのか、低いのか知りたい
- 売却時に税金が安くなる方法を知りたい

空き家・空地

- 放置している空き家・空き地を何とかしたい
- 固定資産税や維持管理の責任から解放されたい
- 相続後登記していない土地建物はどうしたらいい？

権利関係

- 法定相続分と遺留分について知りたい
- 円満な遺産分割のアドバイスをもらいたい

相続手続き

- 相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい
- いつまでに手続きする必要がある？

相続手続き



相続手続きはこれから始めたらいよのかわからない。名義変更もどうしたらよいのかわからない。

相続手続きの流れ

被相続人の死亡

7日以内
● 喪儀準備
死亡届の提出

3カ月以内
● 相続放棄・限定承認
● 遺言書の有無の確認
● 相続財産の調査
● 相続人の確認

4カ月以内
● 準確定申告
● 被相続人の所得を確認

10カ月以内
● 相続税の申告と納付
● 相続財産の評価
● 遺産分割協議書の作成
● 遺産分割協議書の作成

各相続財産の名義変更
● 各種名義変更手続き



有効な遺言書が作りたい。認知症への対策もしたい。最近よく聞く家族信託って何？



ご自身で作成する遺言書には注意が必要です。ご自身がなくられた後ご家族の方々が困らない手続きや書き方にについて、ご相談ください。また家族信託についても専門家がご相談をお伺いいたしますので、遠慮なくご来場ください。



相続税申告

土地評価に熟知している信頼できる税理士に相続税の相談したい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に大きな差が出ます。相続税申告実績が豊富な税理士がおりますので、「相続税発生ポイント」をご案内いたします。相続税の申告額を抑えたいお客様に最適な申告サポートをいたしますのでご安心ください。



不動産売却

不要になった不動産は売却すべき？

不要になった不動産を放置しておくと、売却時の税制優遇措置が受けられないケースがありますので、早めに対処することが重要です。また売りたいと思っても、相続による遺産分割協議の未解決や、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できない場合があります。事前に適切な準備を行い、売却に必要なサポートをいたします。



空き家・空き地

相続した空き家は放置しても大丈夫？

空き家を放置すると、管理や防犯、税金、ご近所対応などさまざまな問題が発生する可能性があります。空き家の老朽化で役所から特定空家に指定されると指導や勧告がなされ、改善されないと罰金が科される恐れがあります。売却・賃貸・贈与・相続土地国庫帰属のサポートをいたします。特例の適用や補助金の活用もご相談ください。



権利関係

相続財産に不動産が含まれています。不動産の相続方法のアドバイスが欲しい。

相続時に不動産を共有するケースが見られます。不公平感が無く良いように思われますが長い目で見ると、売却や処分したいといった時に他の共有者と意見が合わないなど、問題化するケースが多いです。後々起こりうる問題を先送りしない為のサポートをいたします。



【重要ニュース】不動産の相続登記が義務化されました！

2024年4月から
相続登記が義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、100万円以下の過料が科される可能性があります。

現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。（※2025年3月31日まで）

不動産をお持ちの方、この機会に是非ご相談ください。



お問い合わせ・ご予約

相続・不動産の相談窓口
【受付時間】9:00～19:00

フリーダイヤル
0120-524-836

お電話が混み合いつながりにくいときは時間をおいておかけください。

Mail: m.hamaguchi.souzoku@gmail.com

事前
予約制

■相続診断士・相続鑑定士・事業承継士・信託アドバイザー 安田 修
■公認会計士・税理士・相続診断士 島田 信一
■相続診断士・2級ファイナンシャルアドバイザー 横山 貴衣
■相続診断士・宅地建物取引士・2級ファイナンシャルアドバイザー 濱口 雅彦

相談員